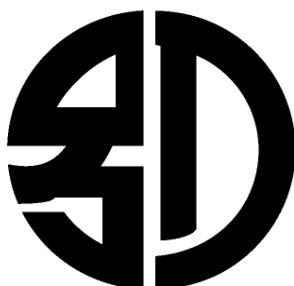


令和2年度版

# 市 税 概 要

別 府 市

令和2年度版



市 章 (大正13年4月1日制定)

市 民 憲 章 (昭和43年1月1日制定)

美しい町をつくりましょう

温泉を大切にしましょう

お客様をあたたかく迎えましょう

市 花 (昭和48年制定)

オオムラサキ(ツツジ科)

常緑低木。市内の街路や公園に多く植栽され、4月下旬から5月中旬の開花時期には赤紫色の大きな花を咲かせる。

市 木 (昭和57年制定)

キンモクセイ(モクセイ科)庭園緑化木

中国原産。秋には黄金色の小花を咲かせ芳香がある。別府の土壌に適しており、庭園などの緑化用として選定された。

クスノキ(クスノキ科)公共緑化木

樹形雄大で風格があり、樹齢も長く、別府を象徴する木としてふさわしい。公園などの緑化用として選定された。

# 目 次

## 1 別府市の概要

(1) 位置と地勢 .....	1
(2) 人口・世帯数の推移 .....	2

## 2 市の行政機構 .....

3～4

## 3 財政概要

(1) 令和2年度一般会計歳入歳出予算額（当初予算） .....	5
(2) 令和元年度一般会計決算額 .....	6
(3) 自主財源と依存財源の調（令和元年度 一般会計決算額） .....	7
(4) 基準財政需要額・基準財政収入額の比較 .....	8
(5) 年度別基準財政収入額調 .....	9

## 4 税務機構等

(1) 税務職員に関する調 .....	10
(2) 税務機構及び事務分掌 .....	11～12
(3) 令和2年度市税一覧表 .....	13～14
(4) 市税税率の変遷 .....	15～23

## 5 市税の総括

(1) 一般会計歳入決算に占める市税の割合 .....	24
(2) 令和2年度市税当初予算額 .....	25
(3) 令和元年度市税決算額 .....	26
(4) 市税調定額及び収入額の状況（内訳） .....	27～31
(5) 市民の市税負担状況 .....	32

## 6 市民税

(1) 個人市民税 .....	33～34
(2) 法人市民税 .....	35

<b>7 市税の徴収経費</b> .....	36
<b>8 固定資産税・都市計画税・特別土地保有税</b>	
(1) 納税義務者数 .....	37
(2) 土 地 .....	37～38
(3) 家 屋 .....	39
(4) 償却資産 .....	40
(5) 都市計画税 .....	40
(6) 固定資産の概要 .....	41～43
(7) 国有資産等所在市町村交付金 .....	44
<b>9 軽自動車税</b> .....	45
<b>10 市たばこ税</b> .....	46
<b>11 入湯税</b> .....	47

## 1 別府市の概況

### (1) 位置と地勢

別府市は、九州の北東部、瀬戸内海に接する大分県の東海岸のほぼ中央に位置し、南は野生のニホンザルで有名な高崎山をへだてて県都大分市と隣接、北は県北・国東テクノポリス地域としてハイテク関連企業が進出する国東半島の市や町と接し、西は阿蘇国立公園に属する由布岳、鶴見岳の連山を中心に南北に半円形に連なる鐘状火山(トロイデ)に囲まれ、その裾野がなだらかに波静かな別府湾に続く扇状地である。

市内には、古くから「別府八湯」と呼ばれる温泉群が点在し、2千2百を数える源泉から湧出する温泉は、毎分8万7千リットルにも及び、医療、浴用等々、市民生活はもとより観光、産業面にも幅広く利用されている。

市役所所在地	面積 (km <sup>2</sup> )	位置		広ぼう	
		東 経	北 緯	東西	南北
別府市上野口町 1番15号	125.34	131° 29' 28"	33° 17' 04"	13km	14km

大分県下の状況(平成28年10月1日現在)

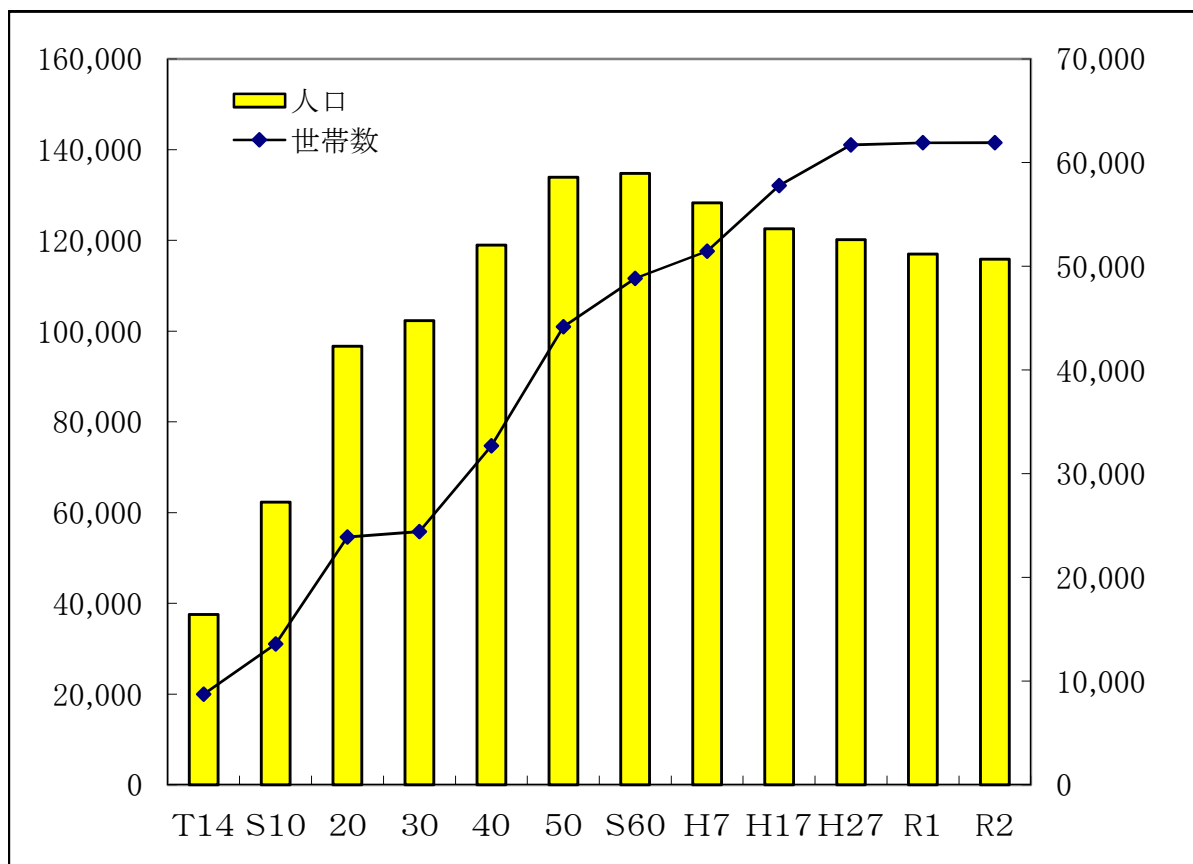
市町村数	14市3町1村
総面積	6,340.73km <sup>2</sup>
市部	5,702.53km <sup>2</sup>
郡部	638.20km <sup>2</sup>

(2) 人口・世帯数の推移

年	人 口	世帯数	年	人 口	世帯数
T14	37,529	8,748	S60	134,775	48,844
S10	62,346	13,596	H7	128,255	51,453
20	96,685	23,903	H17	122,599	57,792
30	102,330	24,417	H27	120,185	61,699
40	118,938	32,709	R1	117,017	61,916
50	133,894	44,171	R2	115,848	61,915

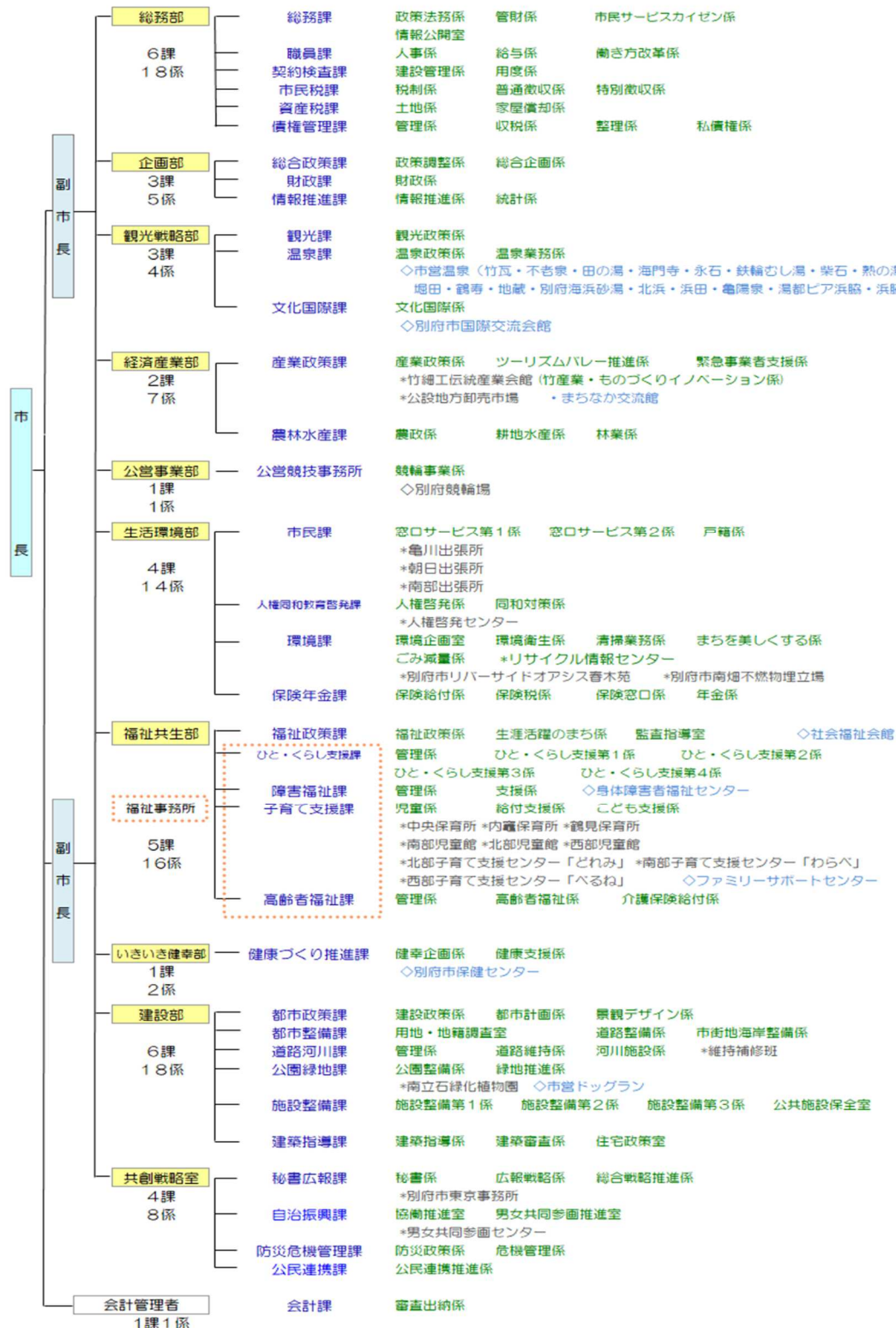
\*平成7年以前の人口・世帯数は、国勢調査による。

\*平成17年以降の人口・世帯数は、3月31日現在の住民基本台帳登録による。



# 市長事務局

令和2年7月13日現在



# 市長事務局以外

令和2年7月13日現在

議会	事務局 ↳ 議事総務課	総務係	議事係		
選挙管理委員会	事務局	選挙係			
監査委員	事務局				
農業委員会	事務局	農地農政係			
公平委員会		事務職員（総務課課員併任）			
固定資産評価 審査委員会		書記（総務課課員併任）			
教育委員会	教育政策課	教育政策係	財務係		
	学校教育課	学務係	指導係		
	社会教育課	社会教育係	文化財係		
	スポーツ健康課	スポーツ振興係	健康教育係		
	小学校(14校)	境川 南立石 亀川 朝日 石垣 東山 上人 鶴見 春木川 緑丘 大平山 南 別府中央 山の手			
	中学校(8校)	山の手 青山 中部 北部 浜脇 朝日 東山 鶴見台			
	幼稚園(14園)	境川 南立石 亀川 朝日 石垣 東山 上人 鶴見 春木川 緑丘 大平山 南 べっぴん 山の手			
消 防	消防本部	庶務課	庶務係	施設消防団係	
		警防課	警防係	救急救助係	
	消防署	予防課	予防係	指導係	
		第1中隊	指揮調査隊	第1小隊	第2小隊
			浜町小隊	亀川小隊	朝日小隊
		第2中隊	指揮調査隊	第1小隊	第2小隊
			浜町小隊	亀川小隊	朝日小隊
					指令室
					指令室
上下水道局	総務課	総務係	経営企画係	契約資産係	危機管理検査係
	営業課	管理係	料金係	給水検査係	
	工務課	計画係	工務係	施設係	管路維持係
	下水道課	朝見浄水場 管理係	計画整備係		



### 3 財政概要

#### (1) 令和2年度 一般会計歳入歳出予算額（当初予算）

(単位:千円, %)

(単位:千円, %)

歳 入		
科 目	予 算 額	構 成 比
市 税	14,600,336	26.3
地方譲与税	276,000	0.5
利子割交付金	11,000	0.0
配当割交付金	33,000	0.1
株式等譲渡所得割交付金	29,000	0.1
法人事業税交付金	65,000	0.1
地方消費税交付金	3,061,000	5.5
ゴルフ場利用税交付金	30,000	0.1
環境性能割交付金	48,000	0.1
国有提供施設等所在市町村 助成交付金	17,179	0.0
地方特例交付金	75,000	0.1
地方交付税	9,169,000	16.5
交通安全対策特別交付金	23,000	0.0
分担金及び負担金	308,657	0.6
使用料及び手数料	902,910	1.6
国庫支出金	13,429,909	24.2
県支出金	4,432,428	8.0
財産収入	318,115	0.6
寄付金	255,578	0.5
繰入金	1,344,064	2.4
繰越金	200,000	0.4
諸収入	1,002,724	1.8
市 債	5,808,100	10.5
歳入合計	55,440,000	100.0

歳 出		
科 目	予 算 額	構 成 比
議会費	356,050	0.6
総務費	5,237,978	9.4
民生費	26,838,746	48.4
衛生費	3,014,293	5.4
労働費	65,933	0.2
農林水産業費	352,270	0.6
商工費	548,549	1.0
観光費	1,477,026	2.7
土木費	6,459,703	11.7
消防費	1,278,519	2.3
教育費	6,545,342	11.8
災害復旧費	800	0.0
公債費	3,164,789	5.7
諸支出金	2	0.0
予備費	100,000	0.2
歳出合計	55,440,000	100.0

## (2) 令和元年度 一般会計決算額

(単位:千円, %)

歳 入		
科 目	決 算 額	構 成 比
市 税	14,217,754	28.1
地方譲与税	268,191	0.5
利子割交付金	10,984	0.0
配当割交付金	35,897	0.1
株式等譲渡所得割交付金	21,025	0.0
地方消費税交付金	2,144,753	4.2
ゴルフ場利用税交付金	29,526	0.1
自動車取得税交付金	30,134	0.1
国有提供施設等 所在市町村助成交付金	17,763	0.0
地方特例交付金	203,719	0.4
地方交付税	8,980,283	17.7
交通安全対策特別交付金	19,434	0.0
分担金及び負担金	344,648	0.7
使用料及び手数料	857,932	1.7
国庫支出金	11,903,171	23.5
県支出金	4,281,122	8.5
財産収入	452,615	0.9
寄附金	247,819	0.5
繰入金	1,906,326	3.8
繰越金	743,427	1.5
諸収入	888,743	1.8
市 債	3,004,711	5.9
環境性能割交付金	8,006	0.0
歳入合計	50,617,983	100.0

(単位:千円, %)

歳 出		
科 目	決 算 額	構 成 比
議会費	348,417	0.7
総務費	6,152,194	12.4
民生費	26,283,757	52.9
衛生費	2,848,958	5.7
労働費	90,529	0.2
農林水産業費	317,604	0.6
商工費	457,135	0.9
観光費	1,530,435	3.1
土木費	3,652,109	7.3
消防費	1,242,339	2.5
教育費	3,623,891	7.3
災害復旧費	26,664	0.1
公債費	3,146,131	6.3
諸支出金	0	0.0
予備費	0	0.0
歳出合計	49,720,163	100.0

(3) 自主財源と依存財源の調 (令和元年度 一般会計決算額)

(単位:千円)

自主財源	
市 税	14,217,754
分担金及び負担金	344,648
使用料及び手数料	857,932
財産収入	452,615
寄附金	247,819
繰入金	1,906,326
繰越金	743,427
諸収入	888,743
計	19,659,264

依存財源	
地方譲与税	268,191
利子割交付金	10,984
配当割交付金	35,897
株式等譲渡所得割交付金	21,025
地方消費税交付金	2,144,753
ゴルフ場利用税交付金	29,526
自動車取得税交付金	30,134
国有提供施設等 所在市町村助成交付金	17,763
地方特例交付金	203,719
地方交付税	8,980,283
交通安全対策特別交付金	19,434
国庫支出金	11,903,171
県支出金	4,281,122
市 債	3,004,711
環境性能割交付金	8,006
計	30,958,719

歳入合計 50,617,983

自主財源比率	38.8%
--------	-------

依存財源比率	61.2%
--------	-------

## (4) 基準財政需要額・基準財政収入額の比較

(単位:千円)

年 度	28	29	30	R1	R2
基準財政需要額(A)	20,066,602	20,358,901	20,225,625	20,592,278	21,478,802
対前年度比(%)	99.2	101.5	99.4	101.8	104.3
基準財政収入額(B)	11,669,941	11,699,024	11,761,262	11,872,620	12,638,822
対前年度比(%)	102.0	100.3	100.5	101.0	106.5
交付基準額(A)－(B)	8,396,661	8,659,877	8,464,363	8,719,658	8,839,980
対前年度比(%)	95.5	103.1	97.7	103.0	101.4
指数(B)／(A)×100	58.2	57.5	58.2	57.7	58.8
対前年度比(%)	102.9	98.8	101.2	99.2	102.1

## (5) 年度別 基準財政収入額調

(単位:千円)

年 度	28	29	30	R1	R2
市 民 税	4,160,282	4,228,507	4,319,609	4,318,769	4,260,852
対前年度比(%)	98.0	101.6	102.2	100.0	98.7
固定資産税	4,174,303	4,265,357	4,188,035	4,348,738	4,573,369
対前年度比(%)	100.7	102.2	98.2	103.8	105.2
軽自動車税	202,607	210,093	216,563	221,962	227,848
対前年度比(%)	119.9	103.7	103.1	102.5	102.7
軽自動車税環境性能割	—	—	—	1,982	5,978
対前年度比(%)	—	—	—	皆増	301.6
市たばこ税	689,753	689,714	644,146	640,528	631,806
対前年度比(%)	103.0	100.0	93.4	99.4	98.6
利子割交付金	13,126	13,904	15,363	18,096	14,418
対前年度比(%)	83.7	105.9	110.5	117.8	79.7
配当割交付金	46,022	30,494	26,341	29,236	26,438
対前年度比(%)	191.2	66.3	86.4	111.0	90.4
株式等譲渡所得割交付金	32,219	18,442	30,187	28,742	14,696
対前年度比(%)	221.1	57.2	163.7	95.2	51.1
法人事業税交付金	—	—	—	—	51,506
対前年度比(%)	—	—	—	—	皆増
地方消費税交付金	1,953,283	1,860,566	1,905,808	1,849,060	2,412,046
対前年度比(%)	111.1	95.3	102.4	97.0	130.5
ゴルフ場利用税交付金	22,272	21,120	22,176	21,101	20,852
対前年度比(%)	100.8	94.8	105.0	95.2	98.8
自動車取得税交付金	23,444	26,286	36,815	19,921	—
対前年度比(%)	106.8	112.1	140.1	54.1	皆減
環境性能割交付金	—	—	—	5,687	13,187
対前年度比(%)	—	—	—	皆増	231.9
地方揮発油譲与税	79,524	74,726	73,737	72,472	69,893
対前年度比(%)	96.8	94.0	98.7	98.3	96.4
自動車重量譲与税	192,761	177,782	186,869	185,846	191,191
対前年度比(%)	101.4	92.2	105.1	99.5	102.9
森林環境譲与税	—	—	—	6,689	14,214
対前年度比(%)	—	—	—	皆増	212.5
市町村交付金及び市町村納付金	14,963	15,266	13,982	14,077	14,014
対前年度比(%)	93.5	102.0	91.6	100.7	99.6
交通安全対策特別交付金	25,832	25,838	25,746	23,799	21,572
対前年度比(%)	95.0	100.0	99.6	92.4	90.6
東日本大震災に係る特例加算額	23.0	163.0	181.0	181.0	178.0
対前年度比(%)	95.8	708.7	111.0	100.0	98.3
地方特例交付金等	39,527	44,164	55,704	65,734	74,098
対前年度比(%)	108.4	111.7	126.1	118.0	112.7
総 計	11,669,941	11,702,422	11,761,262	11,872,620	12,638,156
対前年度比(%)	102.0	100.3	100.5	101.0	106.5

#### 4 税務機構等

##### (1) 税務職員に関する調

##### ア 職員数

(令和2. 8. 1現在)

部	課	係	課長	参事	補佐	主幹	係長	主査	主任	主事	事務員	計	
総務部	市民税課		1									1	
		税制係			2			2		1			5
		普通徴収係			1			6	2				9
		特別徴収係			1				1	1			3
		計	1	0	4	0	0	8	3	2	0		18
	資産税課		1										1
		土地係			1			1	2	1			5
		家屋償却係			1			3	1	2			7
		計	1	0	2	0	0	4	3	3	0		13
	債権管理課		1										1
		管理係			1			2	2				5
		収税係			1			3	2		5		11
		整理係			1				1		1		3
		私債権係											0
	計	1	0	3	0	0	5	5	0	6		20	
	合計			3	0	9	0	0	17	11	5	6	51

(2) 税務機構及び事務分掌

部	課	係	事 務 分 掌
総 務 部	市 民 税 課	税 制 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市税(国民健康保険税を除く。)の総合調整及び調査研究に関すること。</li> <li>2 法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課調定及び脱税検査並びに犯則取締りに関すること。</li> <li>3 市税の諸証明に関すること。</li> </ol>
		普 通 徴 収 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市県民税普通徴収分の賦課及び調定に関すること。</li> <li>2 市県民税普通徴収分の賦課に関する異議申立及び犯則取締りに関すること。</li> <li>3 その他市県民税普通徴収分に関すること。</li> </ol>
		特 別 徴 収 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市県民税特別徴収分の賦課及び調定に関すること。</li> <li>2 市県民税特別徴収分の賦課に関する異議申立及び犯則取締りに関すること。</li> <li>3 その他市県民税特別徴収分に関すること。</li> </ol>
	資 産 税 課	土 地 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 固定資産税土地分の調査、評価、賦課、調定、異議申立て及び犯則取締りに関すること。</li> <li>2 土地課税台帳、土地補充課税台帳及び地図の整理、閲覧に関すること。</li> <li>3 その他土地に係る固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に関すること。</li> <li>4 固定資産税等の諸証明等に関すること。</li> <li>5 土地に係る固定資産税の諸届処理、諸報告及び通知に関すること。</li> </ol>
		家 屋 償 却 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 固定資産税家屋・償却資産分の調査、評価、賦課、調定、異議申立て及び犯則取締りに関すること。</li> <li>2 家屋・償却資産課税台帳、家屋・償却資産補充課税台帳及び地図の整理、閲覧に関すること。</li> <li>3 その他家屋・償却資産に係る固定資産税、都市計画税に関すること。</li> <li>4 家屋・償却資産に係る固定資産税の諸届処理、諸報告及び通知に関すること。</li> <li>5 国有資産等所在市町村交付金に関すること。</li> </ol>

部	課	係	事 務 分 掌
総務部	債権管理課	管 理 係	1 納税事務の総合的な企画に関すること。 2 督促状の発付に関すること。 3 過誤納金の還付又は充当に関すること。 4 徴収金の窓口収納に関すること。
		収 税 係	1 市税及び県民税の滞納の徴収に関すること。 2 徴収猶予に関すること。 3 徴収嘱託及び受託に関すること。
		整 理 係	1 財産差押処分に関すること。 2 差押財産の保管及び公売に関すること。 3 交付要求及び繰上徴収に関すること。 4 滞納処分の停止及び欠損処分に関すること。 5 換価の猶予に関すること。
		私 債 権 係	1 債権管理事務の総合的な企画に関すること。 2 私債権に係る回収及び連絡調整に関すること。 3 債権管理業務の環境整備に関すること。



(3) 令和2年度市税一覧表①

税目	概要	課税客体	納税義務者	賦課期日	課税標準及び税率	申告期限	納期																																																																																																																							
市民税		<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に住所を有する個人(均等割・所得割)</li> <li>市内に事務所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの。(均等割)</li> <li>市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・税割)</li> <li>市内に寮・宿泊所・クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所・事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの。(均等割)</li> </ul>		1月1日 (個人市民税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人均等割 3,500円</li> <li>法人税割                             <ul style="list-style-type: none"> <li>14.7% 開始事業年度が平成26年9月30日以前の法人</li> <li>12.1% 開始事業年度が平成26年10月1日から令和元年9月30日以前の法人</li> <li>8.4% 開始事業年度が令和元年10月1日以後の法人</li> </ul> </li> <li>個人所得割                             <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一律</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>法人均等割                             <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>均等割税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td>50人を超える</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td>50人を超える</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>50人を超える</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>50人を超える</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人を超える</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>上記に掲げる法人以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>	課税所得	率	一律	6%	資本等の金額	従業者数	均等割税率(年額)	50億円を超える	50人を超える	3,000,000円	10億円を超え50億円以下	50人を超える	1,750,000円	10億円を超える	50人以下	410,000円	1億円を超え10億円以下	50人を超える	400,000円	1億円以下	50人以下	160,000円	1千万円を超え1億円以下	50人を超える	150,000円	1千万円以下	50人を超える	130,000円	上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>(個人) 個人申告書 3月15日</li> <li>給与支払報告書 1月31日</li> <li>(法人) 確定申告書 各事業年度終了の日の翌日から2月以内</li> <li>中間(予定)申告 事業年度開始の日以降6月を経過した日から2月以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(個人) 普通徴収 第1期 6月15日～6月30日</li> <li>第2期 8月15日～8月31日</li> <li>第3期 10月15日～10月31日</li> <li>第4期 1月15日～1月31日</li> <li>特別徴収 毎月徴収の翌月10日</li> <li>(法人) 申告期限と同一</li> </ul>																																																																																								
課税所得	率																																																																																																																													
一律	6%																																																																																																																													
資本等の金額	従業者数	均等割税率(年額)																																																																																																																												
50億円を超える	50人を超える	3,000,000円																																																																																																																												
10億円を超え50億円以下	50人を超える	1,750,000円																																																																																																																												
10億円を超える	50人以下	410,000円																																																																																																																												
1億円を超え10億円以下	50人を超える	400,000円																																																																																																																												
1億円以下	50人以下	160,000円																																																																																																																												
1千万円を超え1億円以下	50人を超える	150,000円																																																																																																																												
1千万円以下	50人を超える	130,000円																																																																																																																												
上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円																																																																																																																												
固定資産税		土地 家屋 償却資産	当該固定資産の所有者	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>免税点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>土地 30万円</li> <li>家屋 20万円</li> <li>償却資産 150万円</li> </ul> </li> <li>税率                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1.4/100</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅用地の申告 1月31日</li> <li>償却資産申告 1月31日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1期 5月15日～5月31日</li> <li>第2期 7月15日～7月31日</li> <li>第3期 12月15日～1月4日</li> <li>第4期 2月15日～2月28日</li> </ul>																																																																																																																							
軽自動車税(種別割)		原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車	当該車の所有者 又は使用者	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>原動機付自転車                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 50cc以下 2,000円</li> <li>* 90cc以下 2,000円</li> <li>* 125cc以下 2,400円</li> <li>* ミニカー 3,700円</li> </ul> </li> <li>軽自動車                             <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>3,600円</th> <th>3,100円</th> <th>3,900円</th> <th>4,600円</th> <th>5,500円</th> <th>6,900円</th> <th>8,200円</th> <th>7,200円</th> <th>10,800円</th> <th>12,900円</th> <th>3,000円</th> <th>3,800円</th> <th>4,500円</th> <th>4,000円</th> <th>5,000円</th> <th>6,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☆ 二輪のもの</td> <td>3,600円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>☆ 三輪のもの</td> <td></td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>☆ 四輪乗用営業用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>☆ 四輪乗用自家用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>☆ 四輪貨物営業用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>☆ 四輪貨物自家用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>小型特殊自動車                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 農耕作業用 2,400円</li> <li>◇ その他のもの 5,900円</li> </ul> </li> <li>二輪の小型自動車(250ccを超えるもの) 6,000円</li> </ul>	種別	3,600円	3,100円	3,900円	4,600円	5,500円	6,900円	8,200円	7,200円	10,800円	12,900円	3,000円	3,800円	4,500円	4,000円	5,000円	6,000円	☆ 二輪のもの	3,600円																☆ 三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円													☆ 四輪乗用営業用					5,500円	6,900円	8,200円										☆ 四輪乗用自家用					7,200円	10,800円	12,900円										☆ 四輪貨物営業用					3,000円	3,800円	4,500円										☆ 四輪貨物自家用					4,000円	5,000円	6,000円										<ul style="list-style-type: none"> <li>取得申告 所有者等となった日から15日以内</li> <li>廃車申告 所有者等でなくなった日から30日以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全期分 5月11日～5月31日</li> </ul>
種別	3,600円	3,100円	3,900円	4,600円	5,500円	6,900円	8,200円	7,200円	10,800円	12,900円	3,000円	3,800円	4,500円	4,000円	5,000円	6,000円																																																																																																														
☆ 二輪のもの	3,600円																																																																																																																													
☆ 三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円																																																																																																																										
☆ 四輪乗用営業用					5,500円	6,900円	8,200円																																																																																																																							
☆ 四輪乗用自家用					7,200円	10,800円	12,900円																																																																																																																							
☆ 四輪貨物営業用					3,000円	3,800円	4,500円																																																																																																																							
☆ 四輪貨物自家用					4,000円	5,000円	6,000円																																																																																																																							

\*2019年10月1日より軽自動車税に新たに「環境性能割」が創設され、現行の軽自動車税は、「種別割」と名称が変更となる。

(3) 令和2年度市税一覧表②

税目	概要	課税客体	納税義務者	賦課期日	課税標準及び税率			申告期限	納期
						自家用	営業		
軽自動車税 (環境性能割) *2019年10月1日から	新車・中古車を問わず、50万円を超える軽自動車の取得価格に対して	軽自動車の取得者	軽自動車の取得時(購入時)	電気自動車			* 当分の間、軽自動車の取得時に県が賦課徴収等を行う		
				ガソリン車・ハイブリッド車	★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成	非課税		非課税	
					★★★★かつ令和2年度燃費基準達成	1.0%		0.5%	
					★★★★かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	2.0%		1.0%	
					上記以外の軽自動車			2.0%	
*ただし、2019年10月1日から2021年3月31日までの間は、1%分軽減される									
市たばこ税	売り渡した製造たばこ	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者		1,000本につき5,692円ただし、令和2年10月1日以降は6,122円	毎月の販売につき翌月の月末までに申告納付				
入湯税 *平成31年4月1日より税率変更	鉱泉浴場における入湯行為	入湯客		入湯客1人1日につき、宿泊料金又は飲食料金が ◎1,500円以上2,000円以下のもの (7泊8日以上滞在者 25円) 50円 ◎2,001円以上4,500円以下のもの (7泊8日以上滞在者 50円) 100円 ◎4,501円以上6,000円以下のもの (7泊8日以上滞在者 75円) 150円 ◎6,001円以上50,000円以下のもの (7泊8日以上滞在者 125円) 250円 ◎50,001円以上のもの (7泊8日以上滞在者 250円) 500円 ◎娯楽施設を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの 40円	翌月末日	申告期限と同一			
都市計画税	市街化区域内の土地・家屋	当該固定資産の所有者	1月1日	・税率 $\frac{0.25}{100}$	固定資産税の納期と同一				
交付金	交付金 国、地方公共団体の固定資産で貸付資産等	国、地方公共団体	前年 3月31日	算定標準額の $\frac{1.4}{100}$	・交付金 毎年6月30日				

(4) 市税税率の変遷

年度		平成15			平成16			
税目		平成15			平成16			
市 民 税	個人均等割	市民税2,500円		県民税1,000円	市民税 3,000円			
	個人所得割	課税標準額		税率	速算控除額	同		
		200万円以下の金額		3%	0円			
		200万円を超え700万円以下の金額		8%	100,000円			
		700万円を超える金額		10%	240,000円			
		(退職所得分離課税の税率)						
		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税率	速算控除額			
		14,000千円以上		4.50%	216,000円			
		(県民税税率)						
	700万円以下の金額		2%	0円				
700万円を超える金額		3%	70,000円					
法人均等割	資本等の金額		従業者数	均等割税率・年額	同			
	50億円を超える法人		50人を超える	3,000,000円				
	10億円を超え50億円以下の法人		50人を超える	1,750,000円				
	10億円を超える法人		50人以下	410,000円				
	1億円を超え10億円以下の法人		50人を超える	400,000円				
			50人以下	160,000円				
	1千万円を超え1億円以下の法人		50人を超える	150,000円				
			50人以下	130,000円				
1千万円以下の法人		50人を超える	120,000円					
上記に掲げる法人以外の法人等				50,000円				
法人税割	100分の14.7			同				
固定資産税	100分の1.4			同				
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車	* 50cc以下	1,000円	同				
*R1.10.1より軽自動車税は、「種別割」と「環境性能割」の2つで構成されます	軽自動車	* 90cc以下	1,200円					
		* 125cc以下	1,600円					
		* ミニカー	2,500円					
		☆ 二輪	2,400円					
		☆ 三輪	3,100円					
		☆ 四輪乗用 営業用	5,500円					
		自家用	7,200円					
		☆ 四輪貨物 営業用	3,000円					
		自家用	4,000円					
		小型特殊自動車	◇ 農耕作業用	1,600円				
	◇ その他のもの	4,700円						
二輪の小型自動車	□	4,000円						
軽自動車税 (環境性能割) (R1.10.1より)								
市たばこ税	(平成15年7月1日より) 1,000本につき2,977円 ただし、旧三級品は、1,000本につき1,412円			同				
特別土地保有税	課税停止			同				
入湯税	宿泊料金又は飲食料金が ◇2,000円以下のもの		50円	同				
	◇2,001円以上4,500円以下のもの		100円					
	◇4,501円以上のもの		150円					
	◇娯楽施設を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの		40円					
都市計画税	100分の0.25			同				



平成19		平成20	
同		同	
課税標準額	税率		
一律	6%		
(県民税税率)		同	
一律	4%		
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	
同		同	









平成27	平成28																																																								
同	同																																																								
同	同																																																								
同	同																																																								
同	同																																																								
同	同																																																								
同	<table border="0"> <tr> <td rowspan="5">原動機付自転車</td> <td>* 50cc以下</td> <td>2,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>* 90cc以下</td> <td>2,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>* 125cc以下</td> <td>2,400円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>* ミニカー</td> <td>3,700円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>☆ 二輪</td> <td>3,600円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td>☆ 三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>☆ 四輪乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>                  自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>☆ 四輪貨物 営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>                  自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>◇ 農耕作業用</td> <td>2,400円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◇ その他のもの</td> <td>5,900円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>□</td> <td>6,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	原動機付自転車	* 50cc以下	2,000円			* 90cc以下	2,000円			* 125cc以下	2,400円			* ミニカー	3,700円			☆ 二輪	3,600円			軽自動車	☆ 三輪	3,100円	3,900円	4,600円	☆ 四輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	☆ 四輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	小型特殊自動車	◇ 農耕作業用	2,400円			◇ その他のもの	5,900円			二輪の小型自動車	□	6,000円		
原動機付自転車	* 50cc以下		2,000円																																																						
	* 90cc以下		2,000円																																																						
	* 125cc以下		2,400円																																																						
	* ミニカー		3,700円																																																						
	☆ 二輪	3,600円																																																							
軽自動車	☆ 三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																																					
	☆ 四輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																																					
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																																					
	☆ 四輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																					
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																					
小型特殊自動車	◇ 農耕作業用	2,400円																																																							
	◇ その他のもの	5,900円																																																							
二輪の小型自動車	□	6,000円																																																							
同	同 (ただし、旧三級品は、1,000本につき2,925円)																																																								
同	同																																																								
同	同																																																								
同	同																																																								



令和元年	令和2年
同	同
同	同
同	同
12.1%/(事業開始年度がR1.10.1以後の法人より)8.4%	同
同	同
同	同
令和元年10月1日以後の軽自動車の取得に対して適用され、新車・中古車を問わず取得された車両(取得価格が50万円を超えるもの)に対して課税される	同
同 (ただし、旧三級品は、令和元年10月1日以降は 1,000本につき5,692円)	同 (ただし、令和元年10月1日以降は 1,000本につき6,122円)
同	同
宿泊料金又は飲食料金が ◇1,500円以上2,000円以下のもの 50円 ◇2,001円以上4,500円以下のもの 100円 ◇4,501円以上6,000円以下のもの 150円 ◇6,001円以上50,000円以下のもの 250円 ◇50,001円以上のもの 500円 ◇娯楽施設を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの 40円	同
同	同

## 5 市税の総括

### (1) 一般会計歳入決算に占める市税の割合

(単位:%)

区 分		年 度					
		26	27	28	29	30	R1
市	市 民 税	(39.3%) 11.5	(39.8%) 11.2	(39.9%) 11.4	(40.0%) 10.9	(40.7%) 11.1	(39.6%) 11.1
	固定資産税	(42.2%) 12.4	(41.6%) 11.7	(41.8%) 11.9	(41.9%) 11.4	(41.3%) 11.3	(41.8%) 11.8
	特別土地保有税	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0.0
	市たばこ税	(6.9%) 2.0	(6.9%) 2.0	(6.6%) 1.9	(6.2%) 1.7	(6.1%) 1.7	(5.8%) 1.6
	入 湯 税	(2.3%) 0.7	(2.4%) 0.7	(2.2%) 0.6	(2.3%) 0.6	(2.3%) 0.6	(3.3%) 0.9
	都市計画税	(7.7%) 2.3	(7.6%) 2.1	(7.6%) 2.2	(7.6%) 2.1	(7.5%) 2.0	(7.4%) 2.1
	その他の税 (軽自動車税のみ)	(1.6%) 0.5	(1.7%) 0.5	(1.9%) 0.6	(2.0%) 0.5	(2.1%) 0.6	(2.1%) 0.6
	計	(100.0%) 29.4	(100.0%) 28.2	(100.0%) 28.6	(100.0%) 27.2	(100.0%) 27.3	(100.0%) 28.1
その他の収入		70.6	71.8	71.4	72.8	72.7	71.9
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

## (2) 令和2年度市税当初予算額

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 市民税	5,786,680	5,654,294	132,386
個人	5,039,176	4,858,161	181,015
現年課税分	4,976,761	4,783,457	193,304
滞納繰越分	62,415	74,704	-12,289
法人	747,504	796,133	-48,629
現年課税分	740,018	790,288	-50,270
滞納繰越分	7,486	5,845	1,641
2 固定資産税	6,078,078	5,812,435	265,643
純固定資産	6,059,394	5,793,667	265,727
現年課税分	5,975,311	5,698,680	276,631
土地	1,790,820	1,770,752	20,068
家屋	3,459,549	3,321,716	137,833
償却資産	724,942	606,212	118,730
滞納繰越分	84,083	94,987	-10,904
交付金	18,684	18,768	-84
3 軽自動車税	319,822	290,496	29,326
環境性能割	19,093		19,093
種別割	300,729	290,496	10,233
現年課税分	295,639	285,287	10,352
滞納繰越分	5,090	5,209	-119
4 市たばこ税	836,639	845,418	-8,779
現年課税分	836,639	845,418	-8,779
5 鉱産税	1	1	0
6 特別土地保有税	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0
7 入湯税	510,494	530,816	-20,322
現年課税分	506,395	526,941	-20,546
滞納繰越分	4,099	3,875	224
8 都市計画税	1,068,622	1,048,271	20,351
現年課税分	1,059,461	1,031,024	28,437
滞納繰越分	9,161	17,247	-8,086
合 計	14,600,336	14,181,731	418,605

## (3) 令和元年度市税決算額

(単位:千円)

目	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額
1 市民税	5,849,686	5,628,448	29,189	806	192,855
個人	5,052,071	4,852,203	26,399	806	174,275
現年課税分	4,855,907	4,787,387	504	783	68,799
滞納繰越分	196,164	64,816	25,895	23	105,476
法人	797,615	776,245	2,790	0	18,580
現年課税分	779,855	773,364	0	0	6,491
滞納繰越分	17,760	2,881	2,790	0	12,089
2 固定資産	6,237,871	5,947,189	24,873	54	265,863
純固定資産	6,219,102	5,928,420	24,873	54	265,863
現年課税分	5,918,611	5,828,322	1,214	54	89,129
土地	1,798,634	1,771,195	369	16	27,086
家屋	3,363,547	3,312,235	690	31	50,653
償却資産	756,430	744,892	155	7	11,390
滞納繰越分	300,491	100,098	23,659	0	176,734
交付金	18,769	18,769	0	0	0
3 軽自動車税	309,785	295,823	1,687	0	12,275
種別割	307,332	293,370	1,687	0	12,275
現年課税分	294,266	288,892	215	0	5,159
滞納繰越分	13,066	4,478	1,472	0	7,116
環境性能割	2,453	2,453	0	0	0
4 市たばこ税	833,263	833,263	0	0	0
現年課税分	833,263	833,263	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0
5 鉱産税	—	—	—	—	—
6 特別土地保有税	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0
7 入湯税	470,770	465,010	0	0	5,760
現年課税分	469,432	464,383	0	0	5,049
滞納繰越分	1,338	627	0	0	711
8 都市計画税	1,099,408	1,048,021	4,397	9	46,999
現年課税分	1,046,287	1,030,326	215	9	15,755
滞納繰越分	53,121	17,695	4,182	0	31,244
合計	14,800,783	14,217,754	60,146	869	523,752

(単位:千円,%)

税 目			年 度			
			27			
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率
市 民 税	個 人	現年課税分	4,599,706	4,517,052	98.2	0.7
		均等割	178,403	175,197	98.2	1.4
		所得割	4,421,303	4,341,855	98.2	0.7
		滞納繰越分	385,857	113,303	29.4	-4.7
		計	4,985,563	4,630,355	92.9	0.6
	法 人	現年課税分	783,147	777,419	99.3	-1.2
		均等割	274,720	272,711	99.3	3.0
		税割	508,427	504,708	99.3	-3.4
		滞納繰越分	23,820	7,130	29.9	33.8
		計	806,967	784,549	97.2	-1.0
合 計			5,792,530	5,414,904	93.5	0.3
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	5,607,872	5,497,669	98.0	-2.1
		土地	1,853,927	1,817,494	98.0	-2.5
		家屋	3,189,387	3,126,710	98.0	-2.6
		償却資産	564,558	553,465	98.0	3.0
		滞納繰越分	512,986	141,709	27.6	-13.3
	計	6,120,858	5,639,378	92.1	-2.4	
	交 付 金	21,346	21,346	100.0	-0.6	
合 計			6,142,204	5,660,724	92.2	-2.4
軽自動車税	現年課税分	225,291	220,231	97.8	2.3	
	滞納繰越分	18,346	5,441	29.7	-10.9	
	計	243,637	225,672	92.6	1.9	
市たばこ税	現年課税分	939,455	939,455	100.0	-1.3	
	滞納繰越分	18	18	-	-	
	計	939,473	939,473	100.0	-1.3	
鉦 産 税			-	-	-	-
特別土地 保有税	現年課税分	0	0	-	-	
	滞納繰越分	0	0	0.0	-	
	計	0	0	0.0	-	
入湯税	現年課税分	329,089	323,827	98.4	6.4	
	滞納繰越分	10,973	2,166	19.7	-72.4	
	計	340,062	325,993	95.9	4.4	
都市計画税	現年課税分	1,024,439	1,004,308	98.0	-2.3	
	滞納繰越分	93,736	25,887	27.6	-13.4	
	計	1,118,175	1,030,195	92.1	-2.6	
合 計	現年課税分	13,530,345	13,301,307	98.3	-0.8	
	滞納繰越分	1,045,736	295,654	28.3	-10.8	
	計	14,576,081	13,596,961	93.3	-1.0	

(単位:千円,%)

税 目			年 度			
			28			
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率
市 民 税	個 人	現年課税分	4,679,591	4,606,060	98.4	2.0
		均等割	181,404	178,553	98.4	1.9
		所得割	4,498,187	4,427,507	98.4	2.0
		滞納繰越分	330,198	110,107	33.3	-2.8
		計	5,009,789	4,716,167	94.1	1.9
	法 人	現年課税分	769,749	758,013	98.5	-2.5
		均等割	278,509	274,262	98.5	0.6
		税割	491,240	483,751	98.5	-4.2
		滞納繰越分	16,250	4,528	27.9	-36.5
		計	785,999	762,541	97.0	-2.8
合 計			5,795,788	5,478,708	94.5	1.2
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	5,668,760	5,585,907	98.5	1.6
		土地	1,824,857	1,798,185	98.5	-1.1
		家屋	3,261,186	3,213,521	98.5	2.8
		償却資産	582,717	574,201	98.5	3.7
		滞納繰越分	448,930	131,865	29.4	-6.9
	計	6,117,690	5,717,772	93.5	1.4	
	交 付 金	19,950	19,950	100.0	-6.5	
合 計			6,137,640	5,737,722	93.5	1.4
軽自動車税	現年課税分	268,867	262,508	97.6	19.2	
	滞納繰越分	13,893	4,527	32.6	-16.8	
	計	282,760	267,035	94.4	18.3	
市たばこ税	現年課税分	905,899	905,905	100.0	-3.6	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	905,899	905,905	100.0	-3.6	
鉦 産 税			-	-	-	-
特別土地 保有税	現年課税分	0	0	-	-	
	滞納繰越分	0	0	0.0	-	
	計	0	0	0.0	-	
入湯税	現年課税分	292,794	292,306	99.8	-9.7	
	滞納繰越分	12,886	7,225	56.1	233.6	
	計	305,680	299,531	98.0	-8.1	
都市計画税	現年課税分	1,034,313	1,019,196	98.5	1.5	
	滞納繰越分	81,911	24,060	29.4	-7.1	
	計	1,116,224	1,043,256	93.5	1.3	
合 計	現年課税分	13,639,923	13,449,845	98.6	1.1	
	滞納繰越分	904,068	282,312	31.2	-4.5	
	計	14,543,991	13,732,157	94.4	1.0	



(単位:千円,%)

税 目			年 度			
			29			
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率
市 民 税	個 人	現年課税分	4,731,014	4,668,074	98.7	1.3
		均等割	181,812	179,393	98.7	0.5
		所得割	4,549,202	4,488,681	98.7	1.4
		滞納繰越分	278,564	91,138	32.7	-17.2
		計	5,009,578	4,759,212	95.0	0.9
	法 人	現年課税分	800,784	796,528	99.5	5.1
		均等割	287,430	285,902	99.5	4.2
		税割	513,354	510,626	99.5	5.6
		滞納繰越分	22,074	9,609	43.5	112.2
		計	822,858	806,137	98.0	5.7
合 計			5,832,436	5,565,349	95.4	1.6
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	5,775,602	5,703,070	98.7	2.1
		土地	1,818,865	1,796,023	98.7	-0.1
		家屋	3,331,945	3,290,101	98.7	2.4
		償却資産	624,792	616,946	98.7	7.4
		滞納繰越分	378,180	110,478	29.2	-16.2
	計	6,153,782	5,813,548	94.5	1.7	
	交 付 金	20,355	20,355	100.0	2.0	
合 計			6,174,137	5,833,903	94.5	1.7
軽自動車税		現年課税分	277,793	271,466	97.7	3.4
		滞納繰越分	14,590	4,704	32.2	3.9
		計	292,383	276,170	94.5	3.4
市たばこ税		現年課税分	860,097	860,097	100.0	-5.1
		滞納繰越分	0	0	-	-
		計	860,097	860,097	100.0	-5.1
鉦 産 税			-	-	-	-
特別土地 保有税		現年課税分	0	0	-	-
		滞納繰越分	0	0	0.0	-
		計	0	0	0.0	-
入湯税		現年課税分	321,417	319,155	99.3	9.2
		滞納繰越分	6,095	5,196	85.3	-28.1
		計	327,512	324,351	99.0	8.3
都市計画税		現年課税分	1,045,125	1,032,000	98.7	1.3
		滞納繰越分	68,434	19,991	29.2	-16.9
		計	1,113,559	1,051,991	94.5	0.8
合 計		現年課税分	13,832,187	13,670,745	98.8	1.6
		滞納繰越分	767,937	241,116	31.4	-14.6
		計	14,600,124	13,911,861	95.3	1.3

(単位:千円,%)

税 目			年 度			
			30			
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率
市 民 税	個 人	現年課税分	4,805,873	4,743,762	98.7	1.6
		均等割	182,742	180,380	98.7	0.6
		所得割	4,623,131	4,563,382	98.7	1.7
		滞納繰越分	234,676	71,501	30.5	-21.5
		計	5,040,549	4,815,263	95.5	1.2
	法 人	現年課税分	805,695	794,586	98.6	-0.2
		均等割	288,776	284,794	98.6	-0.4
		税割	516,919	509,792	98.6	-0.2
		滞納繰越分	15,209	5,998	39.4	-37.6
		計	820,904	800,584	97.5	-0.7
合 計			5,861,453	5,615,847	95.8	0.9
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	5,678,390	5,600,322	98.6	-1.8
		土地	1,791,358	1,766,729	98.6	-1.6
		家屋	3,271,753	3,226,772	98.6	-1.9
		償却資産	615,279	606,821	98.6	-1.6
		滞納繰越分	322,249	81,152	25.2	-26.5
	計	6,000,639	5,681,474	94.7	-2.3	
	交 付 金	18,642	18,642	100.0	-8.4	
合 計			6,019,281	5,700,116	94.7	-2.3
軽自動車税		現年課税分	286,217	280,234	97.9	3.2
		滞納繰越分	14,807	5,166	34.9	9.8
		計	301,024	285,400	94.8	3.3
市たばこ税		現年課税分	840,603	840,603	100.0	-2.3
		滞納繰越分	0	0	-	-
		計	840,603	840,603	100.0	-2.3
釵 産 税			-	-	-	-
特別土地 保有税		現年課税分	0	0	-	-
		滞納繰越分	0	0	0.0	-
		計	0	0	0.0	-
入湯税		現年課税分	318,818	318,136	99.8	-0.3
		滞納繰越分	3,160	2,504	79.2	-51.8
		計	321,978	320,640	99.6	-1.1
都市計画税		現年課税分	1,029,471	1,015,317	98.6	-1.6
		滞納繰越分	58,423	14,713	25.2	-26.4
		計	1,087,894	1,030,030	94.7	-2.1
合 計		現年課税分	13,783,709	13,611,602	98.8	-0.4
		滞納繰越分	648,524	181,034	27.9	-24.9
		計	14,432,233	13,792,636	95.6	-0.9

(単位:千円,%)

税 目			年 度			
			R1			
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率
市 民 税	個 人	現年課税分	4,855,907	4,787,387	98.6	0.9
		均等割	184,003	181,406	98.6	0.6
		所得割	4,671,904	4,605,981	98.6	0.9
		滞納繰越分	196,164	64,816	33.0	-9.3
		計	5,052,071	4,852,203	96.0	0.8
	法 人	現年課税分	779,855	773,364	99.2	-2.7
		均等割	295,818	293,355	99.2	3.0
		税割	484,037	480,009	99.2	-5.8
		滞納繰越分	17,760	2,881	16.2	-52.0
		計	797,615	776,245	97.3	-3.0
合 計			5,849,686	5,628,448	96.2	0.2
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	5,918,611	5,828,322	98.5	4.1
		土地	1,798,634	1,771,195	98.5	0.3
		家屋	3,363,547	3,312,235	98.5	2.6
		償却資産	756,430	744,892	98.5	22.8
		滞納繰越分	300,491	100,098	33.3	23.3
	計	6,219,102	5,928,420	95.3	4.3	
	交 付 金	18,769	18,769	100.0	0.7	
合 計			6,237,871	5,947,189	95.3	4.3
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	294,266	288,892	98.2	3.1
		滞納繰越分	13,066	4,478	34.3	-13.3
		計	307,332	293,370	95.5	2.8
	環 境 性 能 割	2,453	2,453	-	-	
合 計			309,785	295,823	-	-
市たばこ税	現年課税分	833,263	833,263	100.0	-0.9	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	833,263	833,263	100.0	-0.9	
鉦 産 税			-	-	-	-
特別土地 保有税	現年課税分	0	0	-	-	
	滞納繰越分	0	0	0.0	-	
	計	0	0	0.0	-	
入湯税	現年課税分	469,432	464,383	98.9	46.0	
	滞納繰越分	1,338	627	46.9	-75.0	
	計	470,770	465,010	98.8	45.0	
都市計画税	現年課税分	1,046,287	1,030,326	98.5	1.5	
	滞納繰越分	53,121	17,695	33.3	20.3	
	計	1,099,408	1,048,021	95.3	1.7	
合 計	現年課税分	14,218,843	14,027,159	98.7	3.1	
	滞納繰越分	581,940	190,595	32.8	5.3	
	計	14,800,783	14,217,754	96.1	3.1	

(5) 市民の市税負担状況

(令和元年度決算による)

区 分	調 定 額 A (千円)	一人当り負担額 A/115,848人 (円)	一世帯当り負担額 A/61,915世帯 (円)
市 民 税	5,635,762	48,648	91,025
個 人	4,855,907	41,916	78,429
法 人	779,855	6,732	12,596
固定資産税	5,937,380	51,251	95,896
軽自動車税	296,719	2,561	4,792
市たばこ税	833,263	7,193	13,458
特別土地保有税	0	0	0
入 湯 税	469,432	4,052	7,582
都市計画税	1,046,287	9,032	16,899
計	14,218,843	122,737	229,652

※調定額は、現年課税分のみ。

※人口及び世帯数は、令和2年3月31日現在の住民基本台帳登録人口による。

## 6 市民税

### (1) 個人市民税

#### ア 納税義務者数及び市民税額

(単位:人,千円)

区 分	納税義務者数	市 民 税 額		
		均等割額	所得割額	計
均等割のみを納める者	4,463	15,621		15,621
均等割と所得割を納める者	48,154	168,539	4,580,969	4,749,508
計	52,617	184,160	4,580,969	4,765,129

(令和2年度課税状況調による)

#### イ 所得割額の所得種類別構成比

(単位:人,%,千円)

区 分 所得種類別	人 員		総所得金額		所得割額	
		構成比		構成比		構成比
給 与	38,692	80.4	109,152,880	84.1	3,823,830	83.5
営 業	1,821	3.8	5,872,089	4.5	218,901	4.8
農 業	17	0.0	32,728	0.0	736	0.0
そ の 他	7,239	15.0	13,165,829	10.1	384,058	8.4
分 離	385	0.8	1,605,225	1.2	152,609	3.3
計	48,154	100.0	129,828,751	100.0	4,580,134	100.0

(令和2年度課税状況調による)

ウ 課税標準段階別調

(令和2年度課税状況調による)

課税標準段階	給与所得者				営業所得者				農業所得者				その他の所得者				分離課税所得者				計			
	人員			構成比	人員			構成比	人員			構成比	人員			構成比	人員			構成比	人員			構成比
	納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計	
10万円以下の金額	475	963	1,438	3.7	38	115	153	8.4	0	2	2	11.8	182	493	675	9.3	121	5	126	32.7	816	1,578	2,394	5.0
10万円を超え 100万円以下の金額	13,588	631	14,219	36.8	706	43	749	41.0	9	1	10	58.8	4,444	222	4,666	64.5	88	2	90	23.4	18,835	899	19,734	41.0
100万円を超え 200万円以下の金額	11,578	1,098	12,676	32.8	408	42	450	24.7	4	0	4	23.5	1,266	18	1,284	17.7	44	4	48	12.5	13,300	1,162	14,462	30.0
200万円を超え 300万円以下の金額	4,559	674	5,233	13.4	182	21	203	11.2	1	0	1	5.9	305	3	308	4.3	29	1	30	7.8	5,076	699	5,775	12.0
300万円を超え 400万円以下の金額	2,611	136	2,747	7.1	80	3	83	4.6	0	0	0	0.0	111	3	114	1.6	18	0	18	4.7	2,820	142	2,962	6.2
400万円を超え 550万円以下の金額	1,204	4	1,208	3.1	59	0	59	3.2	0	0	0	0.0	77	1	78	1.1	15	0	15	3.9	1,355	5	1,360	2.8
550万円を超え 700万円以下の金額	336	0	336	0.9	39	0	39	2.1	0	0	0	0.0	50	0	50	0.7	9	0	9	2.3	434	0	434	0.9
700万円を超え 1,000万円以下の金額	355	0	355	0.9	28	0	28	1.5	0	0	0	0.0	35	0	35	0.5	16	0	16	4.2	434	0	434	0.9
1,000万円を超える金額	480	0	480	1.2	57	0	57	3.1	0	0	0	0.0	29	0	29	0.4	33	0	33	8.6	599	0	599	1.2
計	35,186	3,506	38,692	100.0	1,597	224	1,821	100.0	14	3	17	100.0	6,499	740	7,239	100.0	373	12	385	100.0	43,669	4,485	48,154	100.0

(2) 法人市民税

ランク別法人人数調

(課税状況調による)

区分		年度				
		28	29	30	R1	R2
資本金等	従業員数	法人数	法人数	法人数	法人数	法人数
50億円を 超える	50人を 超える	8	9	9	9	10
10億円を超え 50億円以下	50人を 超える	8	8	8	9	9
10億円を 超える	50人以下	127	139	135	141	143
1億円を超え 10億円以下	50人を 超える	12	14	12	14	12
	50人以下	89	86	95	106	110
1千万円を超え 1億円以下	50人を 超える	34	37	38	37	35
	50人以下	395	403	410	423	414
1千万円以下	50人を 超える	25	25	31	28	32
上記以外の法人		2,702	2,630	2,662	2,816	2,859
合 計		3,400	3,351	3,400	3,583	3,624

## 7 市税の徴収経費

(単位:千円)

区 分		令和元年度	
税収入	(1)市税	14,217,754	
	(2)個人の県民税	3,216,144	
	(3)合計	17,433,898	
市 税 の 徴 収 に 要 す る 経 費	人件費	(4)基本給	191,781
		(5)諸手当	103,818
		(イ)超過勤務手当	11,716
		(ロ)税務特別手当	1,668
		(ハ)その他の手当	90,434
		(6)その他	55,016
		(7)小計	350,615
	需要費	(8)旅費	318
		(9)賃金	6,105
		(10)その他	172,950
		(11)小計	179,373
	報償金 及び これに 類する 経費	(12)納期前納付の 報償金	0
		(13)納税貯蓄組合 補助金	0
		(14)納税奨励金	0
		(15)その他	0
		(16)小計	0
	その他	(17)その他	5,673
		(18)合計	535,661
県民税 徴収 取扱費	(19)納税義務者数 を基準にした金額	157,546	
	(20)報償金の額に 相当する金額	0	
	(21)合計	157,546	
	(22) (18) - (21)	378,115	
税収入額に 対する徴収 費割合	(23) (18) / (3) %	3.1	
	(24) (22) / (1) %	2.7	
徴税職員数	職員(人)	48	

(令和2年度課税状況調による)



## 8 固定資産税・都市計画税・特別土地保有税

(1) 納税義務者（令和2年度概要調書による免税点以上のもの）

(単位:人)

区 分	土 地	家 屋	償 却 資 産	計
固定資産税	30,967	34,407	1,370	66,744
都市計画税	30,432	33,946	—	64,378

(2) 土地

ア 調定の状況（令和2年度概要調書による免税点以上のもの）

(単位:千円)

区 分	地 積(m <sup>2</sup> )	筆 数	調定標準額
田	3,435,001	5,425	2,619,154
畑	1,714,996	3,111	1,564,520
宅 地	11,184,960	73,505	104,327,441
鉱泉地	9,057	2,473	1,983,047
池 沼	13,551	186	6,207
山 林	11,556,953	7,737	664,554
牧 場	602,473	3	16,953
原 野	4,324,584	1,178	54,595
雑種地	3,308,313	6,780	17,718,916
計	36,149,888	100,398	128,955,387

算 出 税 額	1,803,167
減 免 額	1,801
調 定 額	1,801,366

イ 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

(令和2年度概要調書による)

区分 地区別		地積 (㎡) (イ)	決定価格 (千円) (ロ)	課税標準額 (千円)	単位当り価格	
					平均価格 (円/㎡)(ロ/イ)	最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁華街	46,111	2,248,923	1,193,384	48,772	78,658
	高度商業地区	22,296	1,539,157	1,045,465	69,033	80,720
	普通商業地区	1,074,043	43,510,710	22,346,837	40,511	64,019
	計	1,142,450	47,298,790	24,585,686	41,401	80,720
住宅地区	併用住宅地区	1,350,150	40,773,968	17,335,826	30,200	57,836
	高級住宅地区	408,472	15,076,319	4,831,805	36,909	51,561
	普通住宅地区	7,827,137	198,636,871	55,936,116	25,378	57,147
	計	9,585,759	254,487,158	78,103,747	26,548	57,836
工業地区	大工業地区	—	—	—	—	—
	中小工業地区	63,895	1,192,385	805,880	18,662	24,015
	家内工業地区	—	—	—	—	—
	計	63,895	1,192,385	805,880	18,662	24,015
村落	集団地区	—	—	—	—	—
	村落地区	316,841	519,692	218,428	1,640	6,439
	計	316,841	519,692	218,428	1,640	6,439
観光地区		76,015	931,501	613,700	12,254	18,525
合計		11,184,960	304,429,526	104,327,441	27,218	80,720

(3) 家屋

ア 調定の状況(令和2年度当初調定)

(単位:千円)

決定価格(R2概調)		固定資産税			
木造	66,072,223	税額	減免	新築軽減	調定額
木造以外	195,192,008				
計	261,264,231	3,648,091	45,920	123,972	3,478,199

イ 家屋の増減状況(令和元年度中)(令和2年度概要調書による)

区分		棟数	床面積(m <sup>2</sup> )	決定価格(千円)	m <sup>2</sup> 当り価格(円)
増	木造	315	39,607	2,801,640	70,736
	木造以外	116	74,145	9,455,926	127,533
	計	431	113,752	12,257,566	107,757
減	木造	342	34,308	282,870	8,245
	木造以外	84	16,017	349,830	21,841
	計	426	50,325	632,700	12,572
差引額	木造	△ 27	5,299	2,518,770	—
	木造以外	32	58,128	9,106,096	—
	計	5	63,427	11,624,866	—

ウ 新築住宅等附則第15条の6関係に対する減額状況(令和2年度概要調書による)

区分	件数	減税額(千円)
附則第15条の6第1項に該当	1,084	47,720
附則第15条の6第2項に該当	988	48,390
計	2,072	96,110

#### (4) 償却資産

ア 調定の状況(令和2年度概要調書)

(単位:千円)

区 分	課 税 標 準 額	調 定 額
市 長 決 定 分	41,647,416	
総務大臣決定分	11,648,551	
県知事決定分	2,514,442	
計	55,810,409	780,390

#### (5) 都市計画税

ア 調定の状況(令和2年度5月末)

(単位:千円)

区 分	課 税 標 準 額	基 本 税 額	減 免 額	調 定 額
土 地	171,779,098	430,335	462	429,873
家 屋	257,968,283	646,254	665	645,589
計	429,747,381	1,076,589	1,127	1,075,462

(6) 固定資産の概要

ア 令和2年度土地に関する概要調書

区分 地目	地積				決定価格				筆数				単位当り価格		
	非課税地積 (㎡) (イ)	評価総地積 (㎡) (ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ハ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ニ)	総額 (千円) (ホ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)	法定免税点 以上のもの (千円) (ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円) (チ)	非課税地 筆数 (筆) (リ)	評価総筆数 (筆) (ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆) (ル)	法定免税点 以上のもの (筆) (ロ)	平均価格 (円/㎡) (ワ)	最高価格 (円/㎡) (カ)	
田	一般田	41,848	2,682,380	270,979	2,411,401	196,065	20,420	175,645	175,234	158	3,865	540	3,325	73	122
	介在田・市外田	13,583	1,028,676	5,076	1,023,600	6,805,193	15,902	6,789,291	2,443,920	58	2,162	62	2,100	6,615	33,071
畑	一般畑	13,027	1,360,803	171,135	1,189,668	45,248	6,226	39,022	39,022	48	1,960	401	1,559	33	113
	介在畑・市外畑	73,419	532,052	6,724	525,328	4,057,120	22,540	4,034,580	1,525,498	37	1,634	82	1,552	7,625	34,020
宅地	小規模住宅用地	/	6,581,011	130,407	6,450,604	178,926,358	1,670,664	177,255,694	29,541,567	/	45,970	2,101	43,869	27,188	76,022
	一般住宅用地	/	1,711,285	23,965	1,687,320	38,567,868	52,625	38,515,243	12,835,197	/	18,572	357	18,215	22,537	59,600
	商業地等(非住宅用地)	/	3,052,589	5,553	3,047,036	88,692,711	34,122	88,658,589	61,950,677	/	11,640	219	11,421	29,055	80,720
	計	1,499,656	11,344,885	159,925	11,184,960	306,186,937	1,757,411	304,429,526	104,327,441	2,113	76,182	2,677	73,505	26,989	80,720
塩田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱泉地	4,985	9,122	65	9,057	1,987,042	3,740	1,983,302	1,983,047	212	2,492	19	2,473	217,830	2,629,357	
池沼	6,181	18,689	5,138	13,551	7,196	989	6,207	6,207	11	275	89	186	385	2,036	
山林	一般山林	1,939,021	12,968,665	1,547,451	11,421,214	304,092	34,985	269,107	269,107	635	9,623	2,280	7,343	23	109
	介在山林	17,865	138,267	2,528	135,739	569,144	3,506	565,638	395,447	76	417	23	394	4,116	13,843
牧場	—	602,473	0	602,473	16,954	—	16,954	16,953	—	3	0	3	28	28	
原野	9,448,829	5,058,509	733,925	4,324,584	61,526	6,930	54,596	54,595	392	1,628	450	1,178	12	70	
雑種地	ゴルフ場の用地	917,769	1,114,795	0	1,114,795	1,000,200	—	1,000,200	700,140	47	50	0	50	897	947
	遊園地等の用地	—	293,553	0	293,553	340,560	—	340,560	238,392	—	73	0	73	1,160	2,276
	鉄軌道単体	97	143,884	0	143,884	974,692	0	974,692	682,284	2	444	0	444	6,774	21,000
	鉄軌道複合利用	—	19,599	0	19,599	582,935	0	582,935	408,054	—	33	0	33	29,743	45,261
	その他の雑種地	906,192	1,758,917	22,435	1,736,482	22,511,269	56,428	22,454,841	15,690,046	1,863	6,632	452	6,180	12,798	75,989
計	1,824,058	3,330,748	22,435	3,308,313	25,409,656	56,428	25,353,228	17,718,916	1,912	7,232	452	6,780	7,629	75,989	
その他	71,382,259	/	/	/	/	/	/	/	/	28,088	/	/	/	/	
合計	86,264,731	39,075,269	2,925,381	36,149,888	345,646,173	1,929,077	343,717,096	128,955,387	33,740	107,473	7,075	100,398	8,846	/	

イ 令和2年度家屋に関する概要調書

区 分		法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数
棟 数	木 造	1,960	30,019	31,979
	木造以外	69	13,969	14,038
	計	2,029	43,988	46,017
床面積 (㎡)	木 造	87,881	3,181,645	3,269,526
	木造以外	1,867	4,161,498	4,163,365
	計	89,748	7,343,143	7,432,891
決定価格(千円)	木 造	163,985	66,072,223	66,236,208
	木造以外	7,282	195,192,008	195,199,290
	計	171,267	261,264,231	261,435,498
単位当り価格(円)	木 造	1,866	20,767	20,259
	木造以外	3,900	46,904	46,885
	平均価格	1,908	35,579	35,173

ウ 令和2年度償却資産に関する概要調書

納税義務者に関する調

区 分	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	計
納 税 義 務 者	2,000	1,370	3,370

償却資産の価格等に関する調

種 類	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3または法附則第15条の規定の適用を受けるもの (イ)(千円)	(イ)以外のもの (ロ)(千円)	
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	14,066,059	13,958,966	106,963	13,852,003
	機 械 及 び 装 置	18,482,096	17,196,306	1,382,530	15,813,776
	船 舶	38,685	38,685	—	38,685
	航 空 機	0	0	—	0
	車 両 及 び 運 搬 具	149,793	149,793	—	149,793
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	10,308,816	10,303,666	1,588	10,302,078
	小 計 (ハ)	43,045,449	41,647,416	1,491,081	40,156,335
法第三百八十九条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	12,327,754	11,648,551		
	県知事が価格等を決定し配分したもの	3,005,467	2,514,442		
	小 計 (ニ)	15,333,221	14,162,993		
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの  (ホ)	—	—			
合計(ハ)+(ニ)+(ホ)	58,378,670	55,810,409			
同上内訳	市 分 の 額	55,810,409			

(7) 国有資産等所在市町村交付金

ア 調定の状況

区 分	台帳価格(千円)	算定標準額(千円)	交付金(円)	団体数
交 付 金	3,699,641	1,334,648	18,684,800	5

イ 交付金の状況(令和2年度概要調書による)

区 分			国有資産		公有資産		交付金額計 (円)
			標準額 (千円)	交付金額 (円)	標準額 (千円)	交付金額 (円)	
貸 付 金 額	住 宅	1/6 適用	100,118	1,401,600	186,723	2,614,100	4,015,700
		1/3 適用	0	0	0	0	0
		2/5 適用	104,068	1,456,900	516,456	7,230,300	8,687,200
	住 宅 以 外		65,324	914,500	63,462	888,500	1,803,000
	小 計		269,510	3,773,000	766,641	10,732,900	14,505,900
空港の用に供する固定資産 住宅に係るもの(2/5適用)			—	—	—	—	—
国有林野に係る土地			216,896	3,036,500	—	—	3,036,500
発電所の用に供する固定資産 (地方公営企業に係るもの)			—	—	81,601	1,142,400	1,142,400
計			486,406	6,809,500	848,242	11,875,300	18,684,800



## 9 軽自動車税

車種別台数及び調定額(毎年度当初、減免台数含む。)

(単位:台,千円)

車種		年度		28	29	30	R1	R2	対前年 増減率	
		台数	税額							
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	台数		8,283	7,754	7,228	6,834	6,408	-6.2	
		税額		16,476	15,579	14,521	13,729	12,884	-6.2	
	50cc以下 (電気)	台数		22	18	20	22	25	13.6	
		税額		53	46	54	64	70	9.4	
	90cc以下	台数		419	388	341	314	294	-6.4	
		税額		836	776	682	628	588	-6.4	
	125cc以下	台数		986	1,015	1,063	1,160	1,178	1.6	
		税額		2,362	2,436	2,551	2,784	2,827	1.5	
	小計		台数		9,710	9,175	8,652	8,330	7,905	-5.1
			税額		19,727	18,837	17,808	17,205	16,369	-4.9
軽 自 動 車 ・ 小 型 特 殊 自 動 車	軽二輪	台数		1,253	1,247	1,252	1,291	1,280	-0.9	
		税額		4,500	4,489	4,507	4,648	4,608	-0.9	
	軽三輪	台数		2	2	2	2	2	0.0	
		税額		8	8	8	8	8	0.0	
	四輪 乗 用	自家用	台数		26,569	26,690	26,856	26,991	27,140	0.6
			税額		216,880	227,729	237,664	246,012	254,840	3.6
		(電気) 自家用	台数		11	12	12	11	9	-18.2
			税額		79	86	86	79	65	-17.7
		営業用	台数		1	1	1	1	2	100.0
			税額		6	6	6	6	11	83.3
	四輪 貨 物	自家用	台数		5,630	5,515	5,381	5,326	5,266	-1.1
			税額		26,496	26,445	26,111	26,211	26,195	-0.1
		営業用	台数		138	144	144	157	168	7.0
			税額		453	482	502	566	605	6.9
	農 耕 用		台数		65	62	59	58	59	1.7
			税額		156	149	142	139	142	2.2
その他のもの		台数		54	52	53	54	53	-1.9	
		税額		319	307	313	319	313	-1.9	
小計		台数		33,723	33,725	33,760	33,891	33,979	0.3	
		税額		248,897	259,701	269,339	277,988	286,787	3.2	
二輪の小型自動車		台数		1,103	1,102	1,084	1,108	1,144	3.2	
		税額		6,608	6,612	6,504	6,648	6,864	3.2	
合 計		台数		44,536	44,002	43,496	43,329	43,028	-0.7	
		税額		275,232	285,150	293,651	301,841	310,020	2.7	

## 10 市たばこ税

年度別販売本数・調定状況

(単位:本,円)

年 度		摘 要	販 売 本 数			税 額
			旧三級品以外の たばこ	旧三級品	合 計	合 計
27	販売本数	173,108,896	11,445,320	184,554,216	939,455,053	
	前年増減率	-1.4	0.9	-1.2	-1.3	
28	販売本数	166,201,979	10,855,880	177,057,859	905,876,461	
	前年増減率	-4.0	-5.2	-4.1	-3.6	
29	販売本数	158,020,513	8,624,240	166,644,753	859,965,617	
	前年増減率	-4.9	-20.6	-5.9	-5.1	
30	販売本数	149,591,831	6,521,860	156,113,691	837,156,492	
	前年増減率	-5.3	-24.4	-6.3	-2.7	
R1	販売本数	144,153,945	3,164,160	147,318,105	833,194,269	
	前年増減率	-3.6	-51.5	-5.6	-0.5	

※税率 旧三級品以外のたばこ 5,262円/1,000本(H25.4.1~H30.9.30)  
5,692円/1,000本(H30.10.1~R2.9.30)  
6,122円/1,000本(R2.10.1~)

旧三級品のたばこ 2,495円/1,000本(H25.4.1~H28.3.31)  
2,925円/1,000本(H28.4.1~H29.3.31)  
3,355円/1,000本(H29.4.1~H30.3.31)  
4,000円/1,000本(H30.4.1~R1.9.30)  
5,692円/1,000本(R1.10.1~R2.9.30)  
6,122円/1,000本(R2.10.1~)

## 11 入 湯 税

### ア 年度別調定徴収状況

(単位:人,千円,件)

区分 年度	入湯客数 (当該年度分のみ)	調定額		収入額		特別徴収 義務者数
		現年課税分	滞納繰越分	現年課税分	滞納繰越分	
26	2,089,669	310,644	16,470	304,317	7,848	151
27	2,224,030	329,089	10,973	323,827	2,166	154
28	2,039,361	292,794	12,886	292,306	7,225	148
29	2,243,350	321,417	6,095	319,155	5,196	150
30	2,220,331	318,818	3,160	318,136	2,504	151
R1	2,182,469	469,432	1,338	464,383	627	149

### イ 入湯税の使途

(単位:千円)

区分	環境衛生施設	鉱泉源の保護管	観光の振興・	消防施設等	別府市観光みらい創造基 金積立金(超過課税分)	計
26	7,059	97,062	181,915	26,129		312,165
27	24,401	63,336	201,340	36,915		325,992
28	3,051	98,145	162,952	35,383		299,531
29	2,405	95,933	197,208	28,805		324,351
30	4,018	48,634	229,640	38,348		320,640
R1	19,284	93,000	183,000	15,000	154,726	465,010

### ウ 課税免除対象人員調

(単位:人)

区分 年度	年齢12歳未満の者	修学旅行を目的とする 高等学校以下の団体等
26	298,942	31,699
27	323,305	24,850
28	319,302	30,231
29	334,525	31,068
30	237,324	28,043
R1	221,198	10,603